

令和5・6年度簡易登録申請について

1件当たりの設計金額が10万円未満の案件について、野田市と取引を希望される方は簡易登録の申請を行ってください。

1 登録ができる方

- ① 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者
- ③ 有資格者名簿に登録されていない者
- ④ 野田市税を滞納していない者
- ⑤ 競争入札及び競争による見積り合わせに参加する意思がない者
- ⑥ 希望する業種を履行するために必要な許認可等を有する者

2 登録申請書類

- ① 野田市簡易登録申請書
- ② 法人の場合は登記事項証明書（登記簿謄本）、個人事業者の場合は身分証明書

※登録者が法人の場合は、その法人の商業登記簿の謄本（履歴事項全部証明書も可）となります。法務局で取得してください。

また、個人の場合は、身分証明書となります。登録者の本籍地のある市町村から取得してください。いずれも手数料がかかります。

- ③ 記載事項証明書【納税に関する事項】

※登録者の野田市税に関する納税の状況を証明するものです。野田市役所低層棟2階収税課窓口で交付を受けてください。手数料がかかります。

なお、市税について滞納があると証明書は交付されません。

- ④ 希望する業種を履行するために必要な許認可等を証明する書類の写し
- ⑤ 物品販売又は業務実績書

3 提出方法

「2 登録申請書類」の①から⑤の順番で綴りホチキスで止め、野田市役所高層棟3階管財課窓口まで持参又は郵送

管財課窓口の受付時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 登録期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

ただし、令和5年4月3日以降に受け付けたものは、受付日から令和7年3月31日まで

5 申請期間

令和5年4月1日登録分については、令和4年12月1日（木）から令和5年3月31日（金）まで（4月3日以降も随時受付します。）

6 登録に当たっての注意事項

- ① 登録者は、競争入札や競争による見積り合わせに参加することはできません（指名されません）。
- ② この登録は、受注を確約するものではありません。
- ③ 登録後に、競争入札等に参加を希望する者は、「ちば電子調達システム」による入札参加資格審査申請を行ってください。ただし、入札参加資格の登録手続には3か月程度の期間を要しますので、ご注意ください。
- ④ 1件の設計金額が50万円未満の小規模な建設工事及び施設の修繕に係る見積り合わせへの参加を希望される場合は、小規模工事等登録申請を行ってください。

7 問合せ・郵送先

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
野田市総務部管財課契約係
(代表電話) 04-7125-1111 内線 2334・2335
(直通電話) 04-7199-4922